

令和4年10月21日

各 位

瀬戸信用金庫

不祥事件発生のお知らせとお詫びについて

この度、誠に遺憾ながら、下記のとおり、当金庫元職員による不祥事件が発生いたしました。

地域社会において公共的役割を担い、信用を第一とする金融機関でありながら、このような事態を発生させましたことを真摯に受け止め、深く反省しております。

日頃から当金庫を信頼し、お取引いただいておりますお客さま、地域の皆さまに心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

瀬戸市内の営業店に勤務していた当金庫元職員(男性、30歳代)が、お客さまからお預かりした定期積金掛金等を集金日に入金せず、一定期間遅らせて入金することにより、着服・流用していました。発覚時点で着服していた金額は4,199千円です。なお、発覚時点の着服金額は元職員の家族より全額受領しています。

本件は、令和4年9月22日、お客さまの定期積金の解約手続きを進める中で不審な点があることに気づき、内部調査を行った結果、判明いたしました。

2. お客さまへの影響

被害を受けられたお客さまにつきましては、過去にさかのぼって入金状況を修正するとともに、事実関係をご説明のうえ、深くお詫び申し上げます。

3. 監督官庁等への届出等

本件につきましては、法令に基づく監督官庁等への届出・報告を行っています。

4. 関係者の処分

元職員は、令和4年10月20日付で懲戒解雇処分といたしました。また、関係者につきましても、厳正な処分を行ってまいります。

5. 今後の対応

今般の事態を厳正に受け止め、法令遵守態勢、内部管理態勢の再徹底を図り、再発防止と信用・信頼の回復に向けて、役職員全力で取り組んでまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

お客様専用窓口 瀬戸信用金庫 お客様相談所 0120-205-118

報道関係者窓口 瀬戸信用金庫 総合企画部 0561-86-0100

受付時間 午前9時から午後5時(土、日、祝日は除かせていただきます)

以 上